

陳情文書表

令和2年第2回神奈川県議会定例会

令和2年6月11日

陳情番号	36	付議年月日	2 . 6 . 1 1
件名	国際社会と連携して武漢ウイルス研究所等への査察を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	*陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>要旨</p> <p>武漢ウイルス研究所をはじめ、コロナウイルスの発生が生じたと思われる全ての施設・地域を専門家団が自由に査察できるために、中国政府にあらゆる協力を要請することを求めます。4月15日には、テドロス事務局長の中国擁護姿勢を受けて、アメリカはWHOの拠出金を停止しました。本来であればWHOが中国への調査・追及をしなければいけない立場です。一方、WHOの忠告を聞かずに対処した台湾が、感染の抑え込みに成功している現状を踏まえて、WHOとは独立して、日本政府からG7諸国に働きかけるべきです。G7各国と連携の上、中国発コロナウイルスの真相究明のための専門家団を結成することを求めます。また、中国当局によるコロナウイルス感染者数の統計を、専門家団により再検証することを強く要望します。その際に、中国政府からの十分な協力が得られない場合は、感染のさらなる拡大が危惧されるため、中国発コロナウイルスの真相究明がなされるまで、中国から日本への入国制限を続けることを求めます。</p> <p>理由</p> <p>中国・武漢発の新型コロナウイルスが世界にまん延し、日本国内でも数多くの感染者・死者が出ています。緊急事態宣言の発令・外出自粛により、感染者の拡大抑止の努力がなされていますが、有効なワクチンがなく、根本的な対策が無い状況です。感染の確認から4か月以上たった4月現在でも、ウイルスの特徴の全貌が明らかになっておりません。</p> <p>中国共産党はウイルスまん延の事実を当初隠蔽したことについて、2月3日の最高指導部会議で、「初期対応の誤り」を認めたと報道されています。しかし、ウイルスの発生源について、中国政府は明確な調査結果を公表していません。12月31日には武漢市衛生健康委員会が、武漢市の「華南海鮮市場」がウイルス発生源の可能性が高いと公表した一方、3月18日には、中国の新型コロナウイルス対策の国家衛生健康委員会の長を務める鍾南山氏が「ウイルスの発生源が中国だ」という証拠はない」と発表しました。</p> <p>WHOの対応からも、ウイルスの発生源について厳しく追及する姿勢が見られません。WHOの武漢市への査察は、2月23日まで行われず、また、査察の結果も、根本的な対策の究明には至っていません。</p> <p>その一方、2月下旬以降、中国の新規感染者数の報告は減り続け、3月以降、感染者は増えず、4月8日には武漢市の封鎖が解除されました。しかし、感染者数の減少について、どのような対策措置が取られたのか、またその効果について、情報共有がありません。感染収束という公表の</p>			

信ぴょう性が確認できない限り、中国からの入国制限方針を緩めるべきではありません。日本政府の初期対応においても、中国全土からの入国制限方針が遅れたことが、国内の感染拡大を招いたと指摘されていました。

現在、欧米では、様々な可能性のうちの一つとして、「中国科学院武漢ウイルス研究所」からウイルスやウイルスを含む実験動物等が漏えいした可能性が、専門家や政府高官の間で指摘されています。アメリカは4月7日、ポンペオ国務長官ら政府高官が、武漢ウイルス研究所を含む研究施設の情報公開と協力を求めました。ワクチンは通常、ウイルスを開発・研究した研究所が最も早く作製することが出来ます。初期の段階で感染が最も多く確認されたのは武漢市です。ウイルスの発生源を明確に特定することが、り患者の早期救済につながります。

神奈川県は東京都の次に多くの人口を擁しており、五輪の開催を控えている上、感染抑止の最前線にあります。各国や他の国際都市と連携の上、一刻も早く、国内および諸外国での感染収束を図る必要があると考えます。

陳情番号	37	付議年月日	2 . 6 . 1 1
件名	台湾のWHO年次総会オブザーバー参加を求める意見書について陳情		
付議委員会	陳 情 者		
総務政策常任委員会	*陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>令和2年3月25日に兵庫県議会が国に提出した「台湾のWHO年次総会オブザーバー参加を求める意見書」と同趣旨の意見書を国に提出していただきたい。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>(1) 兵庫県議会の「台湾のWHO年次総会オブザーバー参加を求める意見書」の趣旨は妥当かつ適切であり、国が当該意見書の要望に沿った取り組みを真摯に行うために神奈川県議会においても同様の意見書を国に提出するべきであると考えため。</p> <p>(2) 日本はサンフランシスコ講和条約第2条bの規定により台湾に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄して台湾に対する領有権を放棄したが、日清戦争の下関条約により台湾が清から日本へ割譲されたように、日露戦争のポーツマス条約により南樺太がロシアから日本へ割譲されたように台湾の帰属先について同講和条約及び他のいかなる条約も定めていないので、台湾は中華人民共和国に割譲されたわけではなく、その領土ではない。台湾は実体において領土、国民、統治機構を備えた一国家である。日本は台湾を国家承認していないが、台湾を諸国際機関に係わらせることは、国際政治の安定に寄与すると考えるため。</p>			